

平成31年4月11日

事業者各位

綾瀬市長
(公印省略)

落札制限について

平成31年4月11日以降に公告する工事に係る競争入札について、次のとおり落札制限を実施します。

対象業種	土木一式及び舗装
対象案件	対象業種が同日開札で複数あった場合のくじ対象となった案件
落札制限内容	<p>落札者となった者は、落札以降の同日開札のくじ対象となった案件について、くじ対象者（落札候補者）であっても技術者の配置の有無に関わらず、札を無効とする。</p> <p>また、無効としたことにより次回以降のくじ対象者全てが無効となるときは、無効とせず、技術者の配置ができる範囲において、くじ対象者全員でくじを実施し、落札者を決定する。</p> <p>なお、無効とせずくじを実施し、落札者となった者は、同日開札の次回以降のくじ対象者（落札候補者）であっても、技術者の配置の有無に関わらず、札を無効とする。</p> <p>以降も同様とする。</p>

注意1 対象業種である土木一式及び舗装を同業種とみなし、土木一式で落札者となった者は、落札以降の同日開札のくじ対象者となった土木一式及び舗装の案件について、札を無効とする。また、舗装で落札者となった場合も同様とする。

注意2 開札の結果くじ対象とならず落札者となった者は、落札以降の同日開札のくじ対象となった案件について札を無効とする。また、開札の結果くじ対象とならなかった案件については、落札制限の対象としない。

【問い合わせ先】

綾瀬市

総務部 管財契約課 契約検査担当

TEL 0467-70-5642（直通）

FAX 0467-70-5597

E-mail wm705642@city.ayase.kanagawa.jp

参 考

落札制限の実施について

《説明》

- 1 落札制限を実施するのは、くじ対象となった案件のみに制限を実施します。単独落札の案件は制限の対象としません。
単独落札及びくじによる落札にかかわらず、落札後の同日開札のくじに参加できません。（札を無効とします。）
単独落札とは、落札候補者が1者であり、くじ対象とならなかった案件での落札です。
- 2 くじ対象となった案件のみに制限を実施するため、落札後の同日開札案件が単独で落札候補者となった場合は、技術者の配置ができる範囲で落札者とする。
- 3 落札したことにより落札後の次回以降の案件について、くじ対象者が全員参加できなくなる場合は、くじ対象者全員でくじを実施しますが、既に落札した案件に技術者を配置したことにより、技術者の配置ができない者はくじに参加できません。
技術者の配置の関係は従来どおりとなります。
- 4 対象業種である土木一式及び舗装については同業種とみなしています。そのため、土木一式で落札者となった場合は、落札後の同日開札である土木一式及び舗装のどちらのくじにも参加できません。また、舗装で落札者となった場合も落札後の同日開札である土木一式及び舗装のどちらのくじにも参加できません。